

## 低炭素建築物新築等計画 認定申請手数料

認定の手数料は「低炭素建築物新築等計画」の内容に応じ、適用される1号から3号までの額の合計

◇新規の認定手数料（別表67の項関係）※適合する旨の書類の添付が必須

### 1号関係

1戸	5,200円
1<戸≤5	10,300円
5<戸≤10	17,300円
10<戸≤25	28,100円
25<戸≤50	47,200円
50<戸≤100	83,500円
100<戸≤200	132,500円
200<戸≤300	166,900円
300<戸	177,700円

### 2号関係（a：共用部分面積）

a≤300	10,300円
300<a≤2,000	28,100円
2,000<a≤5,000	83,500円
5,000<a≤10,000	132,500円
10,000<a≤25,000	166,900円
25,000<a	208,300円

### 3号関係（A：住宅・共用以外床面積）

A≤300	11,600円
300<A≤2,000	30,600円
2,000<A≤5,000	90,500円
5,000<A≤10,000	144,000円
10,000<A≤25,000	181,500円
25,000<A	225,400円

◇変更の認定手数料（別表69の項関係）※適合する旨の書類の添付が必須

### 1号関係

1戸	4,500円
1<戸≤5	8,400円
5<戸≤10	13,500円
10<戸≤25	21,100円
25<戸≤50	35,100円
50<戸≤100	61,200円
100<戸≤200	96,900円
200<戸≤300	121,700円
300<戸	129,300円

### 2号関係（a：共用部分面積）

a≤300	8,400円
300<a≤2,000	21,100円
2,000<a≤5,000	61,200円
5,000<a≤10,000	96,900円
10,000<a≤25,000	121,700円
25,000<a	151,600円

### 3号関係（A：住宅・共用以外床面積）

A≤300	9,600円
300<A≤2,000	23,600円
2,000<A≤5,000	68,200円
5,000<A≤10,000	108,300円
10,000<A≤25,000	136,300円
25,000<A	168,800円

手数料徴収の例

①戸建住宅（新規認定）



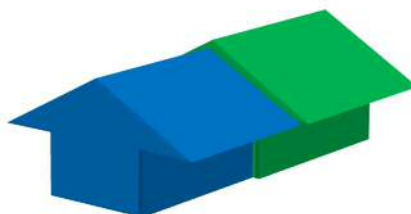
第1号	5,200円
第2号	—
第3号	—
合計	5,200円

②長屋住宅（新規認定）2軒長屋



第1号	10,300円
第2号	—
第3号	—
合計	10,300円

③長屋住宅（新規認定）2軒長屋 1軒のみ認定



第1号	5,200円
第2号	—
第3号	—
合計	5,200円

④共同住宅（新規認定）

住	住	住	住	住	共用部分
住	住	住	住	住	
住	住	住	住	住	
住	住	住	住	住	
住	住	住	住	住	
住	住	住	住	住	

第1号	47,200円
第2号	28,100円
第3号	—
合計	75,300円

30戸 共用部分面積 1,000 m<sup>2</sup>

⑤共同住宅（新規認定） 全戸 住戸のみ認定

住	住	住	住	住	共用部分	第1号	47,200円
住	住	住	住	住		第2号	—
住	住	住	住	住		第3号	—
住	住	住	住	住		合計	47,200円
住	住	住	住	住			
住	住	住	住	住			

30戸 共用部分面積 1,000 m<sup>2</sup>

⑥共同住宅（新規認定） 一部住戸（15戸）のみ認定

住	住	住	住	住	共用部分	第1号	28,100円
住	住	住	住	住		第2号	—
住	住	住	住	住		第3号	—
住	住	住	住	住		合計	28,100円
住	住	住	住	住			
住	住	住	住	住			

30戸 共用部分面積 1,000 m<sup>2</sup>

⑦非住宅建築物（新規認定）

テナント	テナント	共用部分	第1号	—
テナント	テナント		第2号	—
テナント	テナント		第3号	181,500円
テナント	テナント		合計	181,500円
テナント				
テナント				

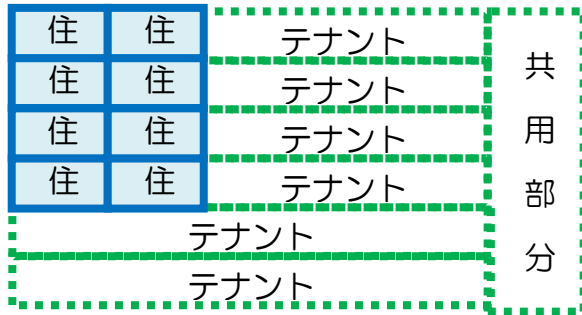
延べ床面積 15,000 m<sup>2</sup>

⑧住宅・非住宅複合建築物（新規認定） 住戸及び棟全体認定

住	住	テナント	共用部分	第1号	17,300円
住	住	テナント		第2号	—
住	住	テナント		第3号	181,500円
住	住	テナント		合計	198,800円
テナント					
テナント					

8戸 住戸を除く延べ床面積 15,000 m<sup>2</sup>

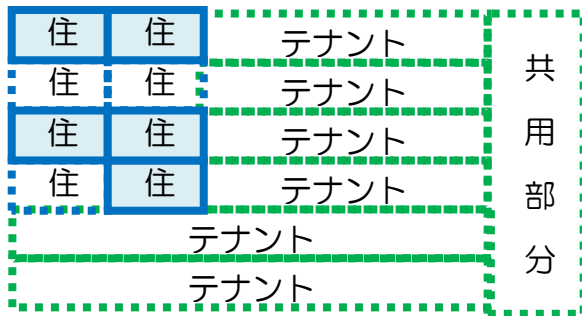
⑨住宅・非住宅複合建築物（新規認定） 全住戸認定



8戸 住戸を除く延べ床面積 15,000 m<sup>2</sup>

第1号	17,300 円
第2号	—
第3号	—
合計	17,300 円

⑩住宅・非住宅複合建築物（新規認定） 一部住戸（5戸）認定



8戸 住戸を除く延べ床面積 15,000 m<sup>2</sup>

第1号	10,300 円
第2号	—
第3号	—
合計	10,300 円